

## 学校の臨時休業期間における家庭学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与について

狛江市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施している学校臨時休業期間が長期化していることから、ICTなどを活用した子供の家庭学習の支援など、学習環境の整備を図ることが急務であると捉えております。

つきましては、タブレット型情報端末やスマートフォンなど、インターネットに接続することができる通信機器を保有していないご家庭に、以下の要領に基づき、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを貸与することといたしましたのでご案内いたします。

なお、貸与する端末につきましては、それぞれの学校で使用している端末（中学校ではハイブリッド型ノートPC、小学校ではiPad）となります。

### 記

#### 1 対象

- (1) ご家族や同居の方の利用する機器を含めて、スマートフォン、タブレット型情報端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していないご家庭
- (2) スマートフォン、タブレット型情報端末等のインターネットに接続するための機器は保有しているが、日中はご家族や同居の方の在宅勤務等の事情により、子供がスマートフォンやタブレット型情報端末を使用することができないご家庭

※過日、学校からの一斉メールにより、ICT環境に関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの「質問3」において、貸し出しの希望の有無を調査しております。このアンケートに「貸与を希望する」と回答をいただいたご家庭全てに端末等を貸与できるものではありませんので、ご了承ください。

※お子さん本人の持ち物として、何らかの形で利用できるタブレット型情報端末やスマートフォン等がある場合は機器貸与の対象となりません。

※タブレット型情報端末と、モバイルWi-Fiルーターは、セットで貸し出しますので、端末はあるが通信環境がない（通信量に制限がある場合も「通信環境がある」に含む）、などの場合には、機器貸与の対象となりません。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今回、確保できるタブレット端末は市全体で約800台となるため、万が一申請数が多数の場合は、上級学年（中学校の場合第3学年、小学校の場合第6学年）から順次貸与することといたします。

#### 2 対象者への貸与台数の考え方

お子さんの人数に関わらず、小学生に1台、中学生に1台となります。詳しくは、以下の表をご参照ください。お子さんが1台でもスマートフォン等を個人で所有している場合には、貸与の対象とはなりませんので、表中の人数は、スマートフォン等を所持していない人数です。

ご家族の構成例	小学校に通うお子さんの人数	中学校に通うお子さんの人数	貸与台数（内容）
構成A	1人	（なし）	iPad 1台 ルーター 1台
構成B	2人以上	（なし）	iPad 1台 ルーター 1台
構成C	（なし）	1人	ハイブリッド PC 1台 ルーター 1台
構成D	（なし）	2人以上	ハイブリッド PC 1台 ルーター 1台
構成E	1人以上	1人以上	iPad 1台 ハイブリッド PC 1台 ルーター 1台

### 3 申請について

#### (1) 申請期間

令和2年5月7日（木）～令和2年5月11日（月） ※電話は土・日を除く

#### (2) 申請方法

ア 電話 (①午前9時から正午まで ②午後1時から午後4時まで)

お子さんの在籍校への電話連絡により、以下の内容に対応した教職員にお伝えください。  
きょうだい関係がある場合には、全員分をお伝えください。

○ご家族や同居の方の利用する機器を含めて、スマートフォン、タブレット型情報端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していない、もしくは日中お子さんが使用できない状況にある旨（対応した教職員が口頭で確認をいたします）

○お子さんの所属学年・学級

○お子さんのお名前

○申請をいただいている方のお名前、お子さんとの続柄

○日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号等）

○貸与に当たって各学校で設定するルールに対する同意の可否

イ ファクシミリ

電話による連絡が一時的に集中することが予想されます。学校宛てファクシミリによる申請も可能ですので、形式、体裁は問いませんので、上記「ア 電話」に示した内容をご記入いただき、申請をお願いいたします。学校のファクシミリ番号につきましては、各学校の学校HPをご確認ください。

### 4 貸与期間

令和2年5月下旬頃から、当面の間を予定

## 5 貸与に当たっての留意点

- (1) 上記1にも示したとおり、貸与可能な台数に限りがありますので、申請をいただいても必ず貸与できることをお約束するものではありません。
- (2) 貸与に当たっては、各学校で「タブレット活用ルール」を設けております。詳細は、機器の貸与に合わせて各学校から配布されるプリントをご確認いただくこととなりますが、「タブレット活用ルール」が守られていない事実が明らかになった場合には、貸与した情報端末を返却いただくこととなりますので、ご了承ください。

### 【本件に関するお問い合わせ】

- 各小・中学校 副校長
- 狛江市教育委員会教育部  
指導室 担当指導主事  
03-3430-1111(内線 2330)